

宮古市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度宮古市工事実施状況に係る監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 25 日

宮古市監査委員 松 舘 恵美子

宮古市監査委員 野 澤 富士夫

令和7年度宮古市工事实施状況に係る監査結果報告書

1 監査基準の準拠

標記監査については、宮古市監査基準（令和2年監査委員告示第5号）第4条第1項第1号及び第2号、同条第2項に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類及び基本方針

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を、同条第4項の規定に基づく定期監査で実施した。

本市の事務事業執行に係る工事について、当該工事の設計、契約、施工等が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の対象

- ・ 市道末広町線電線共同溝整備工事
- ・ 宮古市災害資料伝承館新築工事

4 監査の項目及び着眼点

（1）書類監査

監査の対象工事に関する下記の項目について、法令・条例・規則等にのっとり、適切に工事が行われているか、関係書類を審査するとともに、担当課職員等から説明を聴取した。

・ 令和5年度及び令和6年度実施分	
ア	計画について
イ	委託及び工事、賃貸借等の契約について
ウ	施工、管理について
エ	検査について
オ	予算の執行について
カ	監査委員が指定する関係書類
キ	その他 必要に応じて、上記ア～カに係る令和4年度以前の関係書類等

（2）現地確認（工事实施状況等の説明聴取）

現地において、説明員に工事の実施状況等の説明を求め、適正に工事が行われていることを確認した。

【説明員】 担当職員等	時 間	約50分間（別表1の説明予定時間を基本とした）
	内 容	ア 工事の概要及び実施状況について イ 施設の設備等に関する説明（施設案内） ウ その他（任意）

5 特記事項

- ・ 書類監査については、対象項目に係る書類を監査委員事務局に搬入させ監査を実施した。
- ・ 現地確認については、先に監査委員事務局職員が書類監査を実施のうえ、書類監査の結果を監査委員と協議した後に実施した。

6 監査の実施手続きについて

宮古市監査基準第16条及び都市監査基準第16条逐条解説に基づき、監査の項目及び着眼点について、証憑突合その他実施すべき監査手続きを実施した。

7 監査の期間及び実施場所

- (1) 書類監査 **別表1** 日程表 のとおり
- (2) 現地確認 **別表1** 日程表 のとおり

8 監査の結果

財務等に関する事務の執行は、概ね適正に執行されているものと認める。

なお、軽微な事項については、その都度担当職員等に注意した。今後も適正な事務の執行に努めるよう要請する。

別表 1

令和7年度宮古市工事实施状況に係る監査 日程表

・書類監査日程

監査実施日			監査対象工事等	担当課	書類監査	備 考
	開始時間	終了時間			監査実施場所	
7月28日（月） ～7月29日（火）	9:00	17:00	市道末広町線電線共同溝整備 工事 宮古市災害資料伝承館 新築工事	建設課 田老 総合事務所	監査委員事務局	

・現地確認(工事实施状況等の説明聴取)日程

監査実施日			監査対象工事等	監査委員に対する説明		備 考
	開始時間	終了時間		説明者	監査実施場所	
8月19日（火）	11:00	11:50	市道末広町線電線共同溝整備 工事	担当者等	対象工事实施場所	
	13:40	14:30	宮古市災害資料伝承館 新築工事			